

ドッグダンス関係規程等の改正について

第292回理事会において、ドッグダンス関係規程が下記のとおり改正されましたので、お知らせいたします。

規程改正点は下記の通りで、下線部が追加または変更となります

＜ドッグダンス競技会規程新旧対照表＞

改 正	現 行
<p>第 5 章 競技種目と競技クラス</p> <p><u>(競技種目)</u> 第14条 競技種目は、次のとおりとする。 <u>(1)ヒールワーク・トゥ・ミュージック (HTM)。</u> <u>(2)フリースタイル。</u></p> <p><u>(競技クラス)</u> 第15条 <u>第14条(1)・(2)の競技クラスは、次のとおりとする。</u> (1)同 右 (2)同 右 (3)同 右 (4)同 右 2 同 右</p> <p><u>(競技) 削 除</u> 第15条 <u>削 除</u></p> <p><u>(競技クラスの採用)</u> 第16条 各ドッグダンス競技会の競技クラスは、<u>第15条</u>の競技クラスのうちから、それぞれ主催者の任意によって採用する。</p>	<p>第 5 章 競技クラス</p> <p><u>(競技クラス)</u> 第14条 競技クラスは、次のとおりとする。 (1)ビギナー (初心者)。 (2)ノービス (1度)。 (3)インターミディエイト (2度)。 (4)アドバンスド (3度)。 2 主催者は、アトラクションとして、FUNクラスを3種目まで採用することができる。</p> <p><u>(競技)</u> 第15条 <u>第14条第1項の競技クラスについては、次の競技を行う。</u> <u>(1)ヒールワーク・トゥ・ミュージック (HTM)。</u> <u>(2)フリースタイル。</u></p> <p><u>(競技クラスの採用)</u> 第16条 各ドッグダンス競技会の競技クラスは、<u>第14条</u>の競技クラスのうちから、それぞれ主催者の任意によって採用する。</p>
<p>第 6 章 出陳犬の資格</p> <p><u>(出陳犬の資格)</u> 第17条 同 右 (1)同 右</p> <p>(2)同 右 (3)第15条第1項(1)及び第15条第2項の競技クラスは、生後9カ月1日以上とする。 (4)第15条第1項(2)～(4)の競技クラスは、生後18カ月1日以上とする。</p>	<p>第 6 章 出陳犬の資格</p> <p><u>(出陳犬の資格)</u> 第17条 競技会への出陳は、次のとおりとする。 (1)本会登録犬 (アペンディクス登録犬を含む)、及び本会の非公認犬種・本会の非公認団体登録犬・交雑犬とする。ただし、本会の非公認犬種・本会の非公認団体登録犬・交雑犬は、マイクロチップ装着、又はタトゥーを実施していることとする。 (2)クラブ会員が所有していることとする。 (3)第14条第1項(1)及び第14条第2項の競技クラスは、生後9カ月1日以上とする。 (4)第14条第1項(2)～(4)の競技クラスは、生後18カ月1日以上とする。</p>
<p>第 8 章 出陳の申込み</p> <p><u>(重複出陳)</u> 第23条 第14条(1)・(2)の競技種目に重複出陳することができる。 その際、<u>両競技種目の競技クラスは問わない。</u> 2 第15条第1項(1)～(4)の出陳犬は、<u>同じ競技種目の第15条第2項に重複して出陳することができない。</u></p>	<p>第 8 章 出陳の申込み</p> <p><u>(重複出陳)</u> 第23条 第15条(1)・(2)の競技に重複出陳することができる。その際の競技クラスは、<u>第14条第1項(1)～(4)の内から各1クラスとする。</u> 2 第14条第1項(1)～(4)の出陳犬は、<u>第14条第2項に重複して出陳することができない。</u></p>

＜ドッグダンス競技規程新旧対照表＞

改正	現行
<p style="text-align: center;">第3章 競技構成</p> <p>(ヒールワーク・トゥ・ミュージック (HTM))</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 同右</p> <p>(1)ビギナー (初心者)。 左、右または両方の脚側行進 (犬は前進のみ) で、直線、曲線及び円 (8の字) を組み込むことを<u>推奨</u>する。 可能な限り、歩度変換を行うことが望ましい。</p> <p>(2)ノービス (1度)。 1から3ポジション、1から2方向が<u>望ましい</u>。 常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うことを<u>推奨</u>する。</p> <p>(3)インターミディエイト (2度)。 3から5ポジション、2から3方向が<u>望ましい</u>。 常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うことを<u>推奨</u>する。</p> <p>(4)アドバンスド (3度)。 6から8ポジション、そのうちいくつかは4方向 (前後左右) が<u>望ましい</u>。 常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うことを<u>推奨</u>する。</p> <p>(5)省略</p> <p>(フリースタイル)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 同右</p> <p>(1)ビギナー (初心者)。 規定のトリックから<u>少なくとも</u>3つ選択して、ルーティンに組み込むこととする。なお、規定外のトリックを行うことができるが採点はされない。</p> <p>(2)省略</p> <p>(3)省略</p> <p>(4)アドバンスド (3度)。 有害とみなされないムーブであれば、すべて許可される。<u>主にトリックで構成され、ディスタンスワークが奨励される。</u></p> <p>(5)省略</p> <p>4 省略</p>	<p style="text-align: center;">第3章 競技構成</p> <p>(ヒールワーク・トゥ・ミュージック (HTM))</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 ルーティン構成に際して、次のとおりとする。</p> <p>(1)ビギナー (初心者)。 左、右または両方の脚側行進 (犬は前進のみ) で、直線、曲線及び円 (8の字) を組み込むこととする。可能な限り、歩度変換を行うことが望ましい。</p> <p>(2)ノービス (1度)。 1から3ポジション、1から2方向、<u>常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うこととする。</u></p> <p>(3)インターミディエイト (2度)。 3から5ポジション、2から3方向、<u>常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うこととする。</u></p> <p>(4)アドバンスド (3度)。 6から8ポジション、そのうちいくつかは4方向 (前後左右)、<u>常歩・速歩・緩歩の歩度変換を行うこととする。</u></p> <p>(5)省略</p> <p>(フリースタイル)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 ルーティン構成に際して、次のとおりとする。</p> <p>(1)ビギナー (初心者)。 規定のトリックから3つ選択して、ルーティンに組み込むこととする。なお、規定外のトリックを行うことができるが採点はされない。</p> <p>(2)省略</p> <p>(3)省略</p> <p>(4)アドバンスド (3度)。 有害とみなされないムーブであれば、すべて許可される。</p> <p>(5)省略</p> <p>4 省略</p>